

東京3会所属弁護士 各位

政府より緊急事態宣言（以下「宣言」といいます。）が発令されたことを踏まえ、民事20部では、以下の対応をとることとしました。

1 債権者集会（破産）

3月上旬以降、通常管財係の債権者集会には破産者及び破産者代理人の出頭を求めない運用を行っていましたが、4月8日～5月8日（宣言の期間に加え、これに近接する5月7日及び同月8日を含みます。以下「宣言対象期間」といいます。）までに予定されている全ての係（個別に調整するものを除き、特定管財係及び合議係事件も含みます。）の債権者集会については、破産者・破産者代理人に加えて、破産管財人の出頭も不要とすることとしました。

その上で、上記期間に予定されている債権者集会は、全件延期とした上で、12週間後の応当日同時刻を次回債権者集会期日と指定する予定といたします。上記のとおり、機械的に続行期日を指定しますので、関係者に差し支えがある場合も想定されますが、管財人の場合には管財人代理を選任していただく、更に期日を続行させていただくなどの対応を想定しております。

水	4月8日	→	7月1日
木	4月9日	→	7月2日
金	4月10日	→	7月3日
月	4月13日	→	7月6日
火	4月14日	→	7月7日
水	4月15日	→	7月8日
木	4月16日	→	7月9日
金	4月17日	→	7月10日
月	4月20日	→	7月13日
火	4月21日	→	7月14日
水	4月22日	→	7月15日
木	4月23日	→	7月16日
金	4月24日	→	7月17日
月	4月27日	→	7月20日
火	4月28日	→	7月21日
木	4月30日	→	7月30日
金	5月1日	→	7月31日
木	5月7日	→	7月30日

金	5月8日	→	7月31日
---	------	---	-------

今般の宣言を踏まえ、3月の取扱いの変更から、更に進めた対応をとることとしました。

2 債権者集会（民事再生）

宣言対象期間に予定されている債権者集会は予定どおり開催することとし、原則として、再生債務者・再生債務者代理人・監督委員の出頭は不要とすることとしました。

破産事件の集会と異なり、民事再生事件の集会では、債権者に対する情報提供の色彩が薄いことを考慮したものです。

特に、再生債務者代理人におかれましては、未投票の債権者に書面投票を懇請する、書面での意見提出を促すなどして、債権者の集会場への参集を避けることにご協力いただけますと幸いです。また、おって裁判所のホームページに掲載する予定の案内文には、詳細は再生債務者代理人に問い合わせるようにとの案内を掲載する予定としておりますので、その点も踏まえご協力いただきますようお願いいたします。

なお、否決の可能性がある決議集会等、上記の措置で不都合が生じ得る事件については、期日を続行するなど、個別の対応をする予定としております。

3 新件受理関係

緊急性のある事件以外は処理を停止しますが、申立て自体をお控えいただく必要はありません。緊急性のある事件（例えば、差押えが迫っている、不渡りの期日が迫っている等々）については、その緊急性をご説明いただき、必要がある場合には迅速に対応させていただきます。

なお、宣言対象期間中は、通常の形式による即日面接は実施しない予定です。

4 裁判所との連絡等

集会の打ち合わせは関するFAXは、提出いただく必要はありません（1の続行期日前に改めてご提出ください）。打ち合わせ、相談については、緊急性のあるものについては対応させていただきますので、ご相談等自体をお控えいただく必要はありません。

なお、業務縮小の体制をとるため、開始決定関係書類や許可証明書等の交付は、引続き、従前のアレンジ方式によることを予定しております。緊急に破産管財人口座の開設等をする必要がある場合等は、個別にご相談ください。

5 まとめ

上記のとおり、宣言対象期間中は、当部としても、関係者の出入りを極力避けるため、より業務を縮小する体制をとらせていただくものです。これまでと異なり、特定管財係や合議係の事件にも影響を及ぼすものとなっておりますが、ご理解いただけますと幸いです。

なお、1～3については、おって、東京地裁（全体）及び同民事部のホームページに同様の案内文を掲載する予定です。

各位にはご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。